

議案第3号

苫小牧市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例

(設置)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項に規定する公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業として行う2年度以上にわたり継続する事業のうち、規則で定める事業に要する経費の財源に充てるため、苫小牧市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金

に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的のために基金の一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることのできる公共用の施設の整備又は事業として行う2年度以上にわたり継続する事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとし、本条例を制定する。

議案第4号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「義務がある同一生計配偶者又は扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第31条の5の2第1項第2号中「もの（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第31条の9の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第137条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第138条第4項第1号中「第146条」を「第146条第1項」に改める。

第143条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第146条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加え

る。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2, 505円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4, 175円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6, 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 350円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 290円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 150円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 300円

第147条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第5条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び

控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第23条中「第146条」を「第146条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第23条の2、第24条及び第26条から第27条の3までの規定中「第146条」を「第146条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第147条の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に改める部分及び「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分を除く。）及び附則第10条の2の改正規定 公布の日

(2) 第31条の5の2第1項第2号及び第4号の改正規定並びに附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(3) 第28条第1項第1号及び第31条の9の3第1項の改正規定並びに附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の苫小牧市税条例（以下「新条例」という。）第31条の5の2第1項第2号及び第4号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項第2号及び第4号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の苫小牧市税条例第31条の5の2第1項第2号及び第4号に規定する寄附

金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を減額するとともに、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる等のため、関係規定を整備する。

議案第5号

苫小牧市手数料条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市手数料条例の一部を改正する条例

苫小牧市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表(3)の項中「第3項」を「第5項」に、「53,000円」を「54,000円」に、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査」を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認」に、「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「16,000円、同項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあつては19,000円」を「、16,000円」に、「27,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては57,000円」を「、28,000円」に、「44,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては92,000円」を「、44,000円」に、「381,000円」を「382,000円」に、「72,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては170,000円」を「、73,000円」に、「114,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては281,000円」を「、115,000円」に、「175,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては408,000円」を「、175,000円」に、「296,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては722,000円」を「、297,000円」に、「377,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては947,000円」を「、377,000円」に、「430,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては

1,130,000円」を「、431,000円」に、「289,000円」を「290,000円」に、「64,000円」を「65,000円」に、「106,000円」を「107,000円」に、「169,000円」を「170,000円」に、「258,000円」を「259,000円」に、「438,000円」を「439,000円」に改め、「の予定時期」の次に「及び管理者等の選任の予定時期」を加え、「13,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては14,000円」を「、13,000円」に、「22,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては37,000円」を「、22,000円」に、「110,000円」を「111,000円」に、「35,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては59,000円」を「、36,000円」に、「55,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては104,000円」を「、55,000円」に、「92,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては175,000円」を「、92,000円」に、「146,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては263,000円」を「、147,000円」に、「246,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては458,000円」を「、246,000円」に、「1,660,000円」を「1,670,000円」に、「309,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては594,000円」を「、309,000円」に、「345,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては697,000円」を「、346,000円」に、「31,000円)」を「32,000円)」に、「362,000円」を「363,000円」に改め、「決定した場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、

長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1戸につき 1,700円	を
---	--------------	---

長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1戸につき 1,700円	に改め、同
---	--------------	-------

長期優良住宅法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1戸につき 193,000円
---	----------------

表(14)の項中「40,000円（評価機関審査）」を「40,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。））」に、

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	428,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、33,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	333,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、21,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	428,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、33,000円）

に、

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	178,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、33,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	137,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、21,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	178,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、33,000円）

に改

め、同表(15)の項中

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	232,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、33,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	178,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、21,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	232,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、33,000円）

に、

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	106,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、33,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	80,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、21,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	106,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、33,000円）

に改

め、同表(15)の2の項中

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき391,000円
--	---------------------

を

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき303,000円
1棟の建築物の非住宅部分	性能確保計画1件につき

に、

--	--

の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	391,000円
--	----------

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき158,000円
--	---------------------

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき121,000円
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき158,000円

を

に、

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき30,000円
--	--------------------

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき19,000円
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	性能確保計画1件につき30,000円

を

に改

め、同表(15)の3の項中

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 212,000円
--	--------------------------

を

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 163,000円
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 212,000円

に、

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 96,000円
--	-------------------------

を

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 72,000円
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 96,000円

に、

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 30,000円
--	-------------------------

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 19,000円
--	-------------------------

--	--

を

1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	変更後の性能確保計画1件につき 30,000円
--	-------------------------

に改

め、同表(15)の5の項中

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	390,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	303,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	390,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）

に、

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	157,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）

に改

め、同表(15)の6の項中

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	211,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	162,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	211,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）

に、

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	95,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）
--	------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	71,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	95,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）

に改

め、同表(15)の7の項中

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	390,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）
--	-------------------------------------

を

1棟の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	303,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円）
1棟の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	390,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）

に、

--	--

方メートルを 超え2,000平 方メートル以 内のもの	あつては、 30,000円)
--------------------------------------	-------------------

1棟の建築物 の床面積の合 計が300平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内 のもの	157,000円（判 定機関審査を 受けた場合に あつては、 30,000円）
--	---

1棟の建築物 の床面積の合 計が300平方 メートルを超 え1,000平方 メートル以内 のもの	120,000円（判 定機関審査を 受けた場合に あつては、 19,000円）
1棟の建築物 の床面積の合 計が1,000平 方メートルを 超え2,000平 方メートル以 内のもの	157,000円（判 定機関審査を 受けた場合に あつては、 30,000円）

を

に改

める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表14の項から15の3の項までの改正規定（同表14の項中「40,000円（評価機関審査）」を「40,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。））」に改める部分を除く。）及び15の5の項から15の7の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に鑑み、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額を改定する等のため、関係規定を整備する。

議案第6号

苫小牧市東開文化交流サロン条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市東開文化交流サロン条例

(設置)

第1条 高齢者、障害者、子ども及びその保護者等あらゆる世代の多様な市民の交流及び地域活動の促進を図り、もって誰もが互いに支え合い、安心して生活できる地域づくりを推進するため、苫小牧市東開文化交流サロン（以下「サロン」という。）を苫小牧市東開町2丁目12番22号に設置する。

(事業)

第2条 サロンは、次の事業を行う。

- (1) 市民の文化活動及び福祉活動に関すること。
- (2) 地域交流の場の提供に関すること。
- (3) 各種講座、講習会等の開催に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用許可)

第3条 サロンを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、サ

ロンの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) サロンの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他サロンの管理運営上適当でないとき。

(使用料)

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち別表に定める施設を使用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰することのできない理由によりサロンを使用できなくなった場合その他相当と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にサロンを使用し、又はサロンを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に不正があったとき。

(4) サロンの管理運営上支障があるとき。

(特別な設備等の許可)

第7条 使用者は、サロンの使用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、サロンの使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第9条 サロンの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、サロンの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条各号に定める事業の計画及び実施に関する業務

(2) サロンの使用許可及びその取消し等に関する業務

(3) サロンの維持管理に関する業務

(4) その他サロンの管理運営上必要と認める業務

- 2 指定管理者に前項第2号に掲げる業務を行わせる場合における第3条、第6条、第7条及び別表備考第5項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にサロンの管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者にサロンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

- 2 使用者のうち別表に定める施設を使用する者は、第4条第1項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、サロンの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第4条、第11条関係）

施設	午前	午後	夜間	1日
多目的ホール	1,800円	2,000円	2,200円	4,800円
パブリックスペース	500円	600円	700円	1,500円

備考

- 1 各時間区分（午前、午後、夜間又は1日の各区分をいう。以下同じ。）の開始及び終了の時刻は、規則で定める。
- 2 多目的ホールの2分の1の面積を使用する場合の使用料は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 この表及び前項の規定にかかわらず、午前、午後又は夜間の時間帯において、使用時間が2時間以内の場合の使用料は、同表及び同項に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 4 特別の理由により、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に使用を許可する場合は、規則で定めるところにより計算した額を、この表の使用料の額に加算する。
- 5 10月15日から翌年の5月15日までの期間（気象の状況等により市長が当該期間を変更したときは、当該変更後の期間）において各施設を使用する場合は、暖房使用料として規則で定める額を加算する。

理由

東開文化交流サロンを設置するため、本条例を制定する。

議案第7号

苫小牧市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市国民健康保険条例の一部を改正する条例

苫小牧市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

理 由

出産育児一時金の額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 8 号

苫小牧市テクノセンター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正する条例

苫小牧市テクノセンター条例（平成 1 0 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中

走査電子顕微鏡	1 台	3, 1 0 0 円
---------	-----	------------

を

走査電子顕微鏡	1 台	3, 1 0 0 円
フーリエ変換赤外分光光度計	1 式	2, 6 0 0 円

に改める。

別表の 3 の表中

電子顕微鏡測定	1 件につき 8, 0 0 0 円（2 件以上の場合にあつては、8, 0 0 0 円に、当該測定の件数から 1 を控除した数に 2, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額）
---------	--

を

電子顕微鏡測定	1件につき 8,000円(2件以上の場合にあつては、8,000円に、当該測定の数から1を控除した数に2,000円を乗じて得た額を加算した額)
フーリエ変換赤外分光測定	1点につき 4,800円(同一金属等に係る測定の数に2以上の場合にあつては、4,800円に、当該測定の数から1を控除した数に2,400円を乗じて得た額を加算した額)

改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

理 由

新たに導入する機器の使用料及び手数料を定めるため、関係規定を整備する。

議案第9号

苫小牧市学校給食共同調理場条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

苫小牧市学校給食共同調理場条例（昭和43年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表苫小牧市第2学校給食共同調理場の項中「苫小牧市のぞみ町2丁目7番3号」を「苫小牧市美原町3丁目9番10号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

理 由

第2学校給食共同調理場の移転に伴い、その位置を変更するため、関係規定を整備する。

議案第10号

指定管理者の指定について

苫小牧市民会館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 指定管理者

苫小牧市寿町2丁目3番14号

北海道クリーン開発・北海道共立コンソーシアム

代表者 北海道クリーン開発株式会社

代表取締役 伊 部 廣 明

構成員 株式会社北海道共立

代表取締役 永 廣 晃 規

2 指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第11号

指定管理者の指定について

苫小牧市ウトナイ交流センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 指定管理者

苫小牧市字植苗156番地30

株式会社植苗・美沢プロジェクト

代表取締役 丹 羽 秀 則

2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第12号

指定管理者の指定について

苫小牧市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 指定管理者

苫小牧市柏木町1丁目23番7号

都市総合開発株式会社

代表取締役 野津手 康 弘

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで